

審議会の進め方

1 部会の設置について

- ・ 規則第 7 条に基づき、専門事項を審議する部会として 2 部会を設置し、その審議事項は次に掲げるとおりとする。
- ・ 具体的な審議事項については、県農林水産業の現状や県基本計画の実施状況等を踏まえながら、決定する。

名 称	所 掌 事 務
生産振興部会	農林水産業の振興に関する専門的事項を調査審議すること
地域振興部会	農山漁村の振興に関する専門的事項を調査審議すること

2 審議の進め方について

- ◆ 本審議会は、県が行う農林水産業及び農山漁村の振興に係る施策の実施状況等及び各部会の審議結果等を踏まえ、県農林水産施策全般の方向性など総合的な意見を提出
 - ◆ 各部会は、事務局から提案された専門的事項について審議を行い、今後の施策の推進方向案など具体的な意見を提出



県は、審議会の意見を踏まえつつ、今後の施策の推進方向、重点施策等の検討を行う

3 会議公開等の取扱いについて

- ・ 会議は公開とする。
ただし、公開により、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがある場合又は、特定の個人若しくは法人・団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長の判断により、会議を非公開とすることができる。
なお、傍聴者は県民のみとする。
- ・ 議事録および会議資料は公表とする（発言者氏名は伏せる）。
ただし、公表により、審議に支障を及ぼすおそれがある場合は、会長の判断により、議事録に代えて議事要旨を供するほか、会議資料を非公表とすることができる。